団体総合生活保険〈補償の概要等〉

補償の概要等は約款の概要をご紹介したものです。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳 細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が 重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。 (注)「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※保険の対象となる方が勢中症(円射または勢射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠く ケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。 保険金をお支払いしない主な場合 保険金をお支払いする主な場合 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▼ 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された ・ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金か額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金 額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によっ 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 のだすが ケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等 を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な 7 ドバイー自動争級 お庭子、日報争級 お庭子、価値収扱官、プロボング 守の心疾な 職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日から その日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払い きません。 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として 列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いしま す。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りま 9. たんじ、「学成に りいく 学成の ロガラ こから とらい す。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページを ご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません (保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金 日額の10倍の額のみお支払いします。 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)さ ▶ 通院保険金円額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日から ▶ 通院保険金日額に通院した日数 (実日数) を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプスシーネ、ギプスシート、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、 □ TPプイレース**は「ボニカオ・シータト」います。 PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。 特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)され た場合 地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき 金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除き ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。) ●傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)。 ※特定感染症とは *付た泌末症とは*** 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第 4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型 コロナウイルス感染症*1または同条第8項の規定に基づく指定感染症*2をいいます。 *1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。 2 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に 国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他 人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合 ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 職務 (アルパイトおよびインターンシップを除きます。) の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕 事上の損害賠償責任**1) によって保険の対象となる方が被る損害

人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合
■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
■保険の対象となる方ご本人が電車等*1を運行不能にさせた場合
■保険の対象となる方ご本人が国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合
▶1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害・
賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
※他の保険初めまたは大きがからと保険令ませは対象がある。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があ

*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
*2 以下のものは受託品には含まれません。
自動車、原動機付自転車、自動車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタク
トレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の
生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品
*3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限
度額となります。

| 受託品の電気的または機械的事故
| 受託品のご言志れまたは紛失*4
| 電談表された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限
| といます。

の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が

第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損

音 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物 * 2 の損壊について、その財物について正

加工地域、加加、半回やする上にも明確が行所、使用さたは管理に起因する損害知识責任によって収 接の対象となる方が被る損害 以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によっ て保険の対象となる方が被る損害

*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、 競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけ るゴルフ・カートを除きます。

るコルフ・ハートを吹きょう。 *3 目転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、 休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

保険金をお支払いしない主な場合

地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態

扶養者*1 が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて 180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養され ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたな ガによる扶養不能状態

保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その

方が受け取るべき金額部分) カルメロ4Kのトロ亜酸のカナ 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態

(大養省の飼予) 洞、日教刊 洞または近半刊 洞によって主じた / がによる沃養不能状態 扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた / がによる扶養不能状態 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた / がによる扶養不能状態 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた / がによる扶養不能状態 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が

が教養が対域、山産、十年はたには小雄になって主びたノブルはるが教養が形が高 扶養者に対する外科的手術等の医療処置 (保険金が支払われるケガを治療する場合を除 きます。) によって生じたケガによる扶養不能状態 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分

扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合

扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に進学費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間を通じて進学費用保険金額を限度として、負担した進学費用の実額をお

保険金をお支払いする主な場合

●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等

●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。

扶養者*1 が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日

を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養 されなくなったことにより、支払対象期間*2中に発生した学資費用*3を負担した場合

▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し 引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されてい

るときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認く - ごい。 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。

*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの

学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所および外国大学日本校をいいます。

■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の 指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用

(重度後遺障害の例)

支払いします。

*5 制服代を含みます。

*3 以下の費用をいいます。

●両目が失明したもの ●明しゃくおよび言語の機能を廃したもの

差し引かれることがあります。

ご確認ください。

プログラム等の無体物

なくなったことにより損害が生じた場合

差し引かれることがあります。

実額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ●両目が失明したもの

●叩しゃくおよび言語の機能を廃したもの

(重度後遺障害の例)

●両目が失明したもの

▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。

●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金 が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約さ

れているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を 十分ご確認ください。

加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます

*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期まで の期間をいいます。 *3 進学する学校*4からの指示に基づいて学校*4に納付する費用のうち学資費用以外の費用

(入学金、納付が義務付けられている寄付金等) をいいます

*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所および外国大学日本校をいいます。 国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索 費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合

気管の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合
 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合

●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の 事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以

内に死亡または継続して3日以上入院した場合

▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約さ

れているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を 十分ご確認ください。

限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約され

いるときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分

地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害

妊娠 出産 早産または流産によって生じた損害

外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)に

ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動 等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害

ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害

保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき

ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によっ て生じた損害

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害

無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害

自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落

ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害

保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害

詐欺または横領に起因する損害

◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コン ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により タクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データ 保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害

等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

・保険の対象となる方(被保険者)について

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入できる方は、本校に在籍する学生・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)となります。

*1加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます (代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)。

 育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。 原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり、保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の 対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。 ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

にご加入いただく

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。 ※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

契約概要

[マークのご説明]

保険商品の内容を ご理解いただくための事項



注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる 事項等、特にご注意いただきたい事項



/团体総合生活保険)

皆様へ

I ご加入前におけるご確認事項

商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる この保険は、団体をこ契約者とし、団体の情成員寺を味味の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載の とおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる 方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払い しない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等を ご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補 償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故につい どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約から は保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご 確認のうえで、特約等の要否をご検討ください

- ●個人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約
- ●救援者費用等補償特約●育英費用補償特約●学業費用補償特約 *1 団体総合生活保険(こども総合補償)以外の保険契約にセットされる特約 や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、 同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外 になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意く

保険金額の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びい ただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パ ット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場 保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパン フレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み ●

*****2

2 クーリングオフ

3 保険金受取人

い申し上げます。

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料につい ては、パンフレット等をご確認ください。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

団体総合生活保険において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレッ

合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合)

この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部に

ついて支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他

の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社に

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

て保険のお引受けができない場合があります。

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

ト等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な 事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、 告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や 告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお 支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項に ※日本事項がフロス事項にはなり、、 ついては後記「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に 加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項 が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

- ☆:告知事項かつ通知事項
- ●保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・ 職務等
- ★:告知事項
- 、●保険の対象となる方ご本人の生年月日 ●他の保険契約等*2を締結されている場合には、その内容

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項 経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも \triangle

をされた場合、ご加入は無効となります。

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が 生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご 連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減される ことがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お 引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記 「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問 い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご 連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなっ た場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了 時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレッ ト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいた だいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当 者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご 連絡ください。

Effiへんとい。 ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料 を返還、または未払保険料を請求*¹することがあります。返還または 請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。 ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既 少なくなります。

満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料 が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険 保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および 手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連 絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明 くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、 引受条件を制限させていただくことがあります。

●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合 には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結 果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料] 保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがっ その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

「保険金請求忘れのご確認] ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明 な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐ にご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更 新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

個人情報の取扱い

払込取扱票裏面の<個人情報の取扱いに関するご案内>をご確認ください。 ●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招 致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を 確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる 方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について 一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を 行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入に ついて死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合におい て、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効に なります。
- ●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者 その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入 を解除することができます。
- ●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

保険会社破綻時の取扱い等

- ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払
- いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。 ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者 保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに 下表のとおりとなります。

保降期間 経営破綻した場合等のお取扱い 原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が 1年以内 経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については 100%) まで補償されます。

原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定 利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあ ります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

- ●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契 △ 約の管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約について は弊社と直接締結されたものとなります。
- ●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着し ましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認く ださい。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加 入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大 切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票ととも

に保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。 また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受 保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

5 事故が起こったとき

- ●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ●個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず 弊社とご相談いただきながらおすすめください。
- ●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類ま たは証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保 険金の受取人であることを確認するための書類
 - 弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を 証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療 報酬明細書等(弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の 対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支 払うべき保険金の額を算出するための書類
- 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情 があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の 受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受 取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。 のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金 の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容につ いては、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- *1 法律上の配偶者に限ります。
- ●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください
- ●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その 他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払った その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- ●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象 となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、 以下の場合に限られます。
- 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を 行っている場合
- 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを 確認できる場合
- 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接 保険金を支払う場合

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、 ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各 質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。 なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっ ていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合

保险期間

]保険金額、免責金額(自己負担額)

保険料・保険料払込方法

保険の対象となる方

- 2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。 万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂 正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容に 問い合わせ先までご連絡ください。
- □加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか? □お子様(保険の対象となる方)がアルバイト等に継続的に従事さ れる場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないこと をご確認いただきましたか?

なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は保険料が異 なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入 後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきます ようお願いします。)。

(*) 各区分 (職種級別AまたはB) に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方

下記の職種級別Bに該当しない方

○職種級別Bに該当する方

アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方 [自動車運転者]、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

□加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますかつ

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか? 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」 「補償の重複に関するご注意*¹」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種の ご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

東京海上日動火災保険株式会社 /

保険の内容に関するご意見・ご相談等 はパンフレット等記載のお問い合わせ 先にて承ります。

www.tokiomarine-nichido.co.jp

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受 けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損 害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 弊社との間で問題を解決できない場合には、同協 会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認 ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

ナビライヤル 0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分~午後5時 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

東京海上日動安心110番(事故受付センター) 東京海上日動のホームページのご案内

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも 「東京海上日動安心110番」へ

0120-720-110

受付時間:24時間365日